

議会改革に関連する諸問題に関する審査結果報告

平成22年11月18日

薩摩川内市議会議会改革特別委員会

委員長 堀之内盛良

1 審査事件

議会改革に関連する諸問題について

2 審査項目ごとの審査結果

(1) 委員会の開催日

平成21年9月24日，10月19日，11月2日，平成22年9月6日，10月22日，11月2日，9日（7日間）

(2) 審査の経過及び結論

ア 会派に属さない議員の各種会議への参加の取扱いについて

会派から委員等を選出する会議における，会派に属さない議員の取扱いについて審査を行った。

審査の結果，会派に属さない議員については，現在，可能な限り各種会議に参加できるよう配慮しているが，会議規則や申合せ事項に規定し，その取扱いを明確にするものとした。

イ 請願・陳情の取扱いについて

陳情は，要件を申合せ事項に規定し，請願の例により処理しているが，その取扱いについて審査を行った。

審査の結果，請願・陳情を市民の政策提案と位置付けている議会基本条例の趣旨を踏まえ，陳情の要件は，可能な限り制限を行っていない現行の申合せ事項のとおりとした。なお，受理した陳情の取扱いは，あらかじめ議会運営委員会において審査するものとし，審査の都合上，本会議最終日に上程する請願・陳情の受理期限を，本会議最終日の「2日前」から「7日前」に変更するものとした。

ウ 教育委員会委員長の教育方針の表明の導入について

本会議において教育方針の表明を行っている議会もあることから，その取扱いについて審査を行った。

審査の結果，教育方針は，教育委員会の会議を経て毎年度公表されており，市長の施政方針とは取扱いが異なることから，現行のとおり，一般質問において，必要な内容を明らかにしていく方法が好ましいものとした。

エ 議員定数の改正の取扱いについて

議会基本条例第20条において，議員定数の改正に当たって考慮すべき事項を規定していることから，その取扱いについて審査を行った。

審査の結果，全国的な定数減少の動き，国勢調査の実施，定数の上限数に係る地方自治法改正の動きもあり，また，地区コミュニティ協議会との意見交換会においても様々な意見が出されていることから，議員定数の在

り方について、特別委員会を設置して、第20条の規定に基づいた調査を行っていくべきものとした。

オ 議員報酬改定の際の議会としての意見の反映方法の取扱いについて

議員報酬の改定に当たっては、議会基本条例第21条において、議会としての意見を反映していくことを規定していることから、その取扱いについて審査を行った。

審査の結果、あらかじめ、議会としての考え方を整理しておくことが必要と考えられることから、議員報酬に関する調査を行っていく必要があるが、本委員会においては、議員定数の在り方を調査するために特別委員会を設置することを示していることから、この特別委員会において、議員報酬に関する調査も含めて調査を行うべきものとした。

カ 所管事務調査に係る委員長報告の取扱いについて

現在、行政視察の結果を委員長報告しているが、本会議での報告に時間を要することから、その取扱いについて、これまでの報告状況を踏まえ、審査を行った。

審査の結果、市民に対する説明責任を十分に果たすため、現行の取扱いを継続するものとするが、報告書の内容は、市民に分かりやすいよう、要点を簡潔にまとめるものとした。

キ 視察受入時の対応の取扱いについて

行政視察等の受入れは、現在、原則議長が対応しているが、所管の委員長も出席することについて審査を行った。

審査の結果、所管の委員長が出席することにより、委員会の審査状況に対する質疑等にも対応できることから、今後は、必要に応じて委員長が出席できるよう取り扱うものとした。なお、視察受入れは、シティセールスの良い機会であることから、受入体制の充実を図っていくものとした。

ク 議員研修の具体的な取扱いについて

議会基本条例第17条において、議員研修の充実を図ることを規定しているが、その具体的な取扱いについて審査を行った。

審査の結果、独自の議員研修会の開催、議長会等が主催する研修会の有効活用、政務調査費の積極的な活用などの取組により、議員研修の充実を図るものとした。

ケ 基本条例を見直す場合の具体的な取扱いについて

議会基本条例第23条において、条例の見直し手続を規定しているが、その具体的な取扱いについて審査を行った。

審査の結果、本委員会においては、第23条の規定に基づいて、必要な検討や措置を講じてきていることから、今後は、必要な場合において議会運営委員会で検討するものとし、適切な時期に対応していくものとした。

3 審査終了に伴う報告

本委員会は、本市議会の改革及び活性化について審査するため、平成21年

３月３０日に設置されたが、まず、具体的な審査方法を協議した上で２７項目にわたる審査項目を設定し、同年６月２３日から２３回にわたり委員会を開催し、審査項目ごとに審査を行ってきた。

審査項目は、平成２０年１０月１２日に施行した議会基本条例の運用や、議会の活性化等に必要な項目などを設定したもので、最終的には２９項目となったが、本年１１月９日の委員会において、全ての項目の審査を終えた。

本委員会では、各項目の審査が終了した都度、本会議において、その審査結果を報告してきたところである。なお、これまでに審査した主なものは、意見交換会の開催、一問一答方式の導入、代表質問制の導入、正副議長選挙における演説の導入、自由討議の導入などであり、今後の議会運営にとって重要な事項について審査できたものとする。